

**公益財団法人静岡県グリーンバンク
園庭等芝生化モデル事業実施要領**

（趣 旨）

第1条 公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）は、緑豊かな生活環境を整備するため、静岡県グリーンバンク環境緑化事業費補助金として実施する園庭等芝生化モデル事業に関し、この要領並びに静岡県グリーンバンク環境緑化事業費補助金交付要綱及び静岡県グリーンバンク環境緑化事業実施要領に定める。

（補助対象事業）

第2条 園庭等芝生化モデル事業（以下「補助事業」という）とは、幼稚園、保育所、公園、スポーツ広場等で行う住民参加による芝生緑化（以下「芝生化モデル事業」という）及び道の駅、公園等で行う休憩地の芝生緑化（以下「休憩地モデル事業」という）を支援する事業をいい、それに要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

（芝生化モデル事業）

第3条 芝生化モデル事業とは、以下の要件を満たす事業をいう。

- (1) 補助対象施設は、土地の所有者又は施設管理者等から使用承諾を得ていること。
- (2) 芝生化に使用する芝草は、主に踏圧等擦切回復力の高い芝草を使用すること。
- (3) 保護者、地域住民などとの協働（以下「住民参加」という）による芝生植栽を行うとともに、住民参加による維持管理を行う体制を構築すること。
- (4) 芝生化面積は、100㎡以上 3,000㎡以下であること。
- (5) 園庭（幼稚園、保育園、こども園等）の芝生化は、芝生化面積が園児一人当たり3㎡以上であること。ただし、グリーンバンク芝生アドバイザーが可能とした場合はこの限りでない。

（休憩地モデル事業）

第4条 休憩地モデル事業とは、以下の要件を満たす事業をいう。

- (1) 補助対象施設は、土地の所有者又は施設管理者等から使用承諾を得ていること。
- (2) 芝生化に使用する芝草は、踏圧等擦切回復力の高い芝草及び日陰でも育成可能な芝草を使用すること。
- (3) 芝生化面積は、100㎡以上 3,000㎡以下であること。

（補助対象施設）

第5条 補助事業の対象となる施設は、グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）が認める施設であって、芝生化モデル事業は、幼稚園・保育園・こども園等、小中学校・高等学校等（県立は除く）、生活環境にある公共的な公園・スポーツ広場等（河川敷用地は対象外）とし、休憩地モデル事業は、道の駅、公共的な公園等（河川敷用地は対象外）とする。

（補助金額）

第6条 グリーンバンクが交付する補助金額は、100万円を限度とする。但し、土壌改良工事や散水設備工事が必要な場合又は芝生面積が1,000㎡以上の場合は、150万円を限度とする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、理事長にその定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 芝生化予定地の現況写真
- (2) 芝生化計画の平面図
- (3) 見積書

(補助金交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し必要に応じ現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し通知するものとする。

この場合において、理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付を決定することができる。

(補助金交付条件)

第10条 補助金の交付は、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにグリーンバンクに報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 事業実績が申請内容と著しく異なる場合は、補助金を減額又は取消しする場合がある。
- (3) 補助事業の完了後、補助事業の収支に関する帳簿、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 芝草等緑化物、工作物及び機械・器具（散水設備・芝刈機等）について事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 芝草等緑化物、工作物及び機械・器具は、事業完了の日から5年間はグリーンバンクの同意を得ずに譲渡し、移植し、又は伐採してはならないこと。
- (6) 芝草等緑化物、工作物及び機械・器具は、事業完了の日から5年間はグリーンバンクの同意を得ずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 1件あたり50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、補助事業者の同意を得ずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 補助事業者の同意を得て芝草等緑化物、工作物及び機械・器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (9) グリーンバンクが実施する「芝草管理講座」又は「芝生教室」に参加し、維持管理に必要な知識を習得するとともに、グリーンバンクが実施する育成管理指導に協力すること。
- (10) 視察の受入れ、グリーンバンク機関誌への寄稿など、芝生緑化の普及啓発に協力すること。

(補助事業の変更及び廃止)

第11条 補助事業の内容が次に掲げる事項の一に該当する場合には、事業内容変更（廃止）承認申請書（様式第2号）をあらかじめ理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(事業区分ごとの事業量の20パーセント未満の変更を除く。)をしようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20パーセント未満かつ10万円未満の変更を除く。)をしようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第12条 補助事業が完了（中止）したときは、その日から2週間を経過した日又は2月15日

（土日祝日の場合はその前日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添え、補助金請求書（様式第4号）とともに理事長に提出しなければならない。

（1）購入した品目・単価・数量のわかる明細書又は請求書及び領収書又は振込依頼書の写し（Web 振込の場合は代金の支払済を示すもの）

（2）写真3枚程度（ポット苗植栽時、完成した芝生地、芝生管理活動時）

（補助金の確定及び支払）

第 13 条 理事長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定（以下「確定額」という）し補助金を交付する。

2 前項において、理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、実績報告に係る事項について修正を加え、交付を確定することができる。

3 決定額と確定額が異なる場合は、申請者に確定額を通知する。

（前払い請求）

第 14 条 補助事業を円滑に実行するため特に必要でグリーンバンクが認める場合は、補助金交付決定額の70%以内（千円未満切り捨て）を限度として前払い請求することができる。

2 前払い請求を希望する場合は、補助金前払い請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

3 確定額より前払い額が多い場合は、その差額を返還しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 第 10 条による補助金交付条件に違反した場合、グリーンバンクは補助金の返還を申請者に請求することができる。

（支店の関与）

第 16 条 補助事業の提出書類は、申請者の所在するグリーンバンク支店（市町担当課）に提出するものとする。

2 グリーンバンク支店は、補助金に係わる書類の提出があったときは、書類の内容を確認し適切な助言又は指導を行い、必要に応じて意見を述べることができる。

附則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和6年度事業から適用する。

この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表 1（第6条関係）

補助対象経費

事業区分	補助対象経費	対象経費の内容
芝生化事業	原材料費	・芝草（苗芝、種子、張芝）の購入費 ・肥料、目砂、目土、農薬の購入費 ・土壌改良材の購入費
	土壌改良工事費	・土壌改良に関する工事費
	散水設備工事費	・配管設置に関する工事費 ・スプリンクラー設置に関する工事費
	工事関係諸費	・共通仮設費、現場管理費、一般管理費
	消耗品費	・芝生設置に必要な消耗品の購入費
	消費税	・補助対象経費に係る消費税
芝生管理事業	原材料費	・芝種子（オーバーシード用）の購入費
	機械・備品費	・芝刈機、肥料散布機、保管庫
	消耗品費	・芝生維持管理に必要な消耗品の購入費
	消費税	・補助対象経費に係る消費税
その他		・グリーンバンク理事長が特に認める事業経費

注1）1品単価（税抜）が30,000円以上の物品を購入する場合は、見積書を添付すること。

注2）振込手数料は、補助対象経費に含めることができる。

園庭等芝生化モデル事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 鈴 木 一 雄 様

住 所
申請者名
代表者氏名
施設名称

令和 年度において、園庭等芝生化モデル事業を実施したいので、要領第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

実施要領の確認 ※1	〔 〕 確認した 〔 〕 確認していない
補助対象事業 ※2	〔 〕 芝生化モデル事業 〔 〕 休憩地モデル事業

※1 実施要領の内容を確認の上申請してください。確認した場合は〔 〕内に○でお示ください。

※2 該当する事業を〔 〕内に○でお示ください。

添付資料

- ☐ 芝生化予定地の現況写真
- ☐ 芝生化計画の平面図
- ☐ 見積書

支店受付印

バンク受付印

事業計画書

1 申請者の概要

名 称	
代表者役職	
代表者氏名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	

2 芝生化対象施設の概要

名 称	
施設区分 ※3	幼稚園 ・ 保育園 ・ こども園 ・ 学校 ・ 公園 ・ 多目的広場
土地の所有者	
承諾者	
代表者役職	
代表者氏名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	

※3 該当するものを○で囲んでください

3 連絡担当者（関係書類はこちらに送付します）

名 称	
代表者役職	
代表者氏名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
ファックス	
E-mail	

4 事業の目的及び期待する効果

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
グリーンバンク補助金		
自己負担		
その他		
計		

(2) 支出の部

単位：円

事業区分	予 算 額	備 考
芝生化事業		
芝生管理事業		
その他		
計		

6 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

7 芝生化事業の内容

(1) 芝生化事業

項 目	内 容
芝生化面積 (A)	
芝生の種類	
園児数 (B) ※5	
一人当たりの面積 ※6	
土壌改良工事	
散水設備工事	
ポット苗植栽予定日	
ポット苗植栽参加者	
芝生開きイベント	

※一人当たりの面積は、芝生化面積 (A) ÷ 園児数 (B) で算出する。

(2) 芝生管理事業 (ポット苗植栽後)

項 目	内 容
芝生管理者	
構成員・人数	
冬芝植栽予定日	
冬芝の種類	
芝刈機の購入	エンジン式 () 台 手動式 () 台
肥料散布器の購入	() 台
散水方法	
その他の管理方法 ※	

※補助事業により芝刈機等を購入しない場合は、管理方法を具体的に記載ください。

8 事業費の内訳

単位：円

事業区分	費 目	品 目	数量	金 額	備 考
芝生化 事業	原材料費				
	土壌改良工事費				
	散水設備工事費				
	工事関係諸費				
	消耗品費				
	消費税				
	計				
芝生管理 事業	原材料費				
	機械・備品費				
	消耗品費				
	消費税				
	計				
合 計					

園庭等芝生化モデル事業内容変更（廃止・中止）承認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 鈴 木 一 雄 様

住 所
名 称
代表者氏名
施設名称

さきに交付の決定を受けた事業の内容を変更（廃止・中止）したいので、園庭等芝生化モデル事業実施要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更（廃止・中止）の理由

2 変更の内容

園庭等芝生化モデル事業実績（中止）報告書

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 鈴木 一 雄 様

住 所

申請者名

代表者氏名

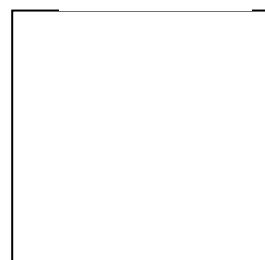
施設名称

令和 年 月 日付けSGB第 号で補助金の交付決定の通知を受けた園庭等芝生化モデル事業が完了（中止）したので、園庭等芝生化モデル事業実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

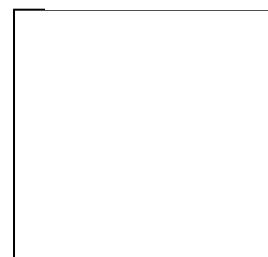
添付書類

- ☐ 購入した品目・単価・数量のわかる明細書又は請求書及び領収書又は振込依頼書の写し
（Web 振込の場合は代金の支払済を示すもの）
- ☐ 写真（ポット苗植栽時、完成した芝生地、芝生管理活動時）

支店受付印



バンク受付印



事業実績書

1 連絡担当者

名 称	
代表者役職	
代表者氏名	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
ファックス	
E-mail	

2 事業実施の成果

3 収支決算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額
グリーンバンク補助金			
自己負担			
その他			
計			

(2) 支出の部

単位：円

事業区分	予 算 額	決 算 額	差 額
芝生化事業			
芝生管理事業			
その他			
計			

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 芝生化事業の内容

(1) 芝生化事業

対象施設	
住 所	
芝生化面積 (A)	
芝生の種類	
園児数 (B) ※5	
一人当たりの面積 ※6	
土壌改良工事	
散水設備工事	
ポット苗植栽日	
ポット苗植栽参加者	
芝生開きイベント	

※一人当たりの面積は、芝生化面積 (A) ÷ 園児数 (B) で算出する。

(2) 芝生管理事業 (ポット苗植栽後)

項 目	内 容
芝生管理者	
構成員・人数	
冬芝植栽日	
芝刈機の購入	エンジン式 () 台 手動式 () 台
肥料散布器の購入	() 台
散水方法	
芝刈回数	
肥料散布回数	
その他の管理方法 ※	

※ 7 月～10 月までの平均的な回数をご記入ください。

6 事業費の内訳

単位：円

事業区分	費 目	品 目	数量	金 額	備 考
芝生化 事業	原材料費				
	土壌改良工事費				
	散水設備工事費				
	工事関係諸費				
	消耗品費				
	消費税				
	計				
芝生管理 事業	原材料費				
	機械・備品費				
	消耗品費				
	消費税				
	計				
合 計					

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 鈴木 一 雄 様

住 所

申請者名

代表者氏名

施設名称

園庭等芝生化モデル事業補助金請求書

金 円

（決定額 円、前払額 円）

但し、令和 年 月 日付けSGB第 号で補助金の交付決定通知を受けた園庭等芝生化モデル事業の補助金として、上記のとおり請求します。

補助金振込先

金 融 機 関	銀行・農業協同組合・信用金庫・信用組合
	本・支店
フ リ ガ ナ	
□ 座 名 義 人	
□ 座 番 号	普通 ・ 当座 ← いずれか○でお囲みください

注1 補助金振込先は、申請者又は芝生化対象施設の口座名義とさせていただきます

注2 補助金振込先の口座番号等は、ご記入後に必ず確認して下さい。

グリーンバンク使用欄 ※記入しないでください							
補助金決定額		,	0	0	0	千	円
補助金確定額①		,	0	0	0	千	円
前 払 額②		,	0	0	0	千	円
最終支払額（①－②）		,	0	0	0	千	円

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 鈴木 一 雄 様

住 所
申請者名
代表者氏名
施設名称

園庭等芝生化モデル事業補助金前払い請求書

金 _____ 円

但し、令和 年 月 日付けSGB第 号で補助金の交付決定の通知を受けた園庭等芝生化モデル事業補助金について、下記の理由により前払い金を請求します。

記

1. 前払い請求の理由（施工業者の請求書の写しを添付する）

2. 補助金の振込先

金 融 機 関	銀行・農業協同組合・信用金庫・信用組合
	本・支店
フ リ ガ ナ	
□ 座 名 義 人	
□ 座 番 号	普通 ・ 当座 ← いずれか○でお囲みください

注1 補助金振込先は、申請者又は芝生化対象施設の口座名義とさせていただきます

注2 補助金振込先の口座番号等は、ご記入後に必ず確認して下さい。